秋田大学における「独占禁止法教室」の開催について

令和７年１２月２日
公正取引委員会事務総局
東　北　事　務　所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

１　日　時　　令和７年１２月９日（火）１４：３０～１６：００

２　場　所　　秋田大学　教育文化学部　３号館３階３－３４４教室
（秋田県秋田市手形学園町１番１号）

３　対象者　　秋田大学　教育文化学部
「経済学概論」受講者　約１００名

４　講　師　　公正取引委員会事務総局　東北事務所　所長　原山　康彦

５　内　容　　独占禁止法、公正取引委員会の概要等

※　今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和７年１２月８日（月）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先　公正取引委員会事務総局　東北事務所　総務課
電話　０２２－２２５－７０９５（直通）
ホームページ　https://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/

（東北事務所 HP）

別紙

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

大学向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などの一コマへ、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生の将来の進路と学生が将来の進路において直面する独占禁止法上の関係について講義し、学生からの質問にお答えします。

※　授業構成は、学校の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※　独占禁止法教室は、学校の御都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討いたします。

※　講師謝金は必要ありません。

主な開催校（令和６年度）

北海道大学、北海道科学大学、北海商科大学、小樽商科大学、北海学園大学、札幌学院大学、北星学園大学、青森公立大学、弘前大学、東北大学、国際教養大学、福島大学、山形大学、秋田大学、宮城大学、岩手県立大学、学習院大学、慶應義塾大学、青山学院大学、駒澤大学、成蹊大学、成城大学、横浜国立大学、中央大学、東京経済大学、東京都立大学、日本女子大学、一橋大学、法政大学、早稲田大学、東京理科大学、立正大学、平成国際大学、東海大学、信州大学、富山大学、石川県立大学、金沢学院大学、岐阜大学、静岡大学、常葉大学、中京大学、名古屋工業大学、名古屋市立大学、日本福祉大学、滋賀大学、同志社大学、立命館大学、関西大学、摂南大学、関西学院大学、甲南大学、神戸市外国語大学、帝塚山大学、和歌山大学、京都大学、近畿大学、鳥取大学、岡山大学、広島経済大学、広島修道大学、広島大学、福山平成大学、安田女子大学、下関市立大学、徳島大学、香川大学、高松大学、愛媛大学、佐賀大学、長崎大学、長崎県立大学、熊本大学、九州大学、鹿児島大学、琉球大学など

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年　度	中学校	高等学校	大　学
Ｒ４年度	５１校	２９校	１４０校
Ｒ５年度	５４校	３６校	１４３校
Ｒ６年度	５０校	４６校	１４３校